

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 (令和6年4月5日)
(抜粋)

1. 強度行動障害を有する者への支援における事項

(1) 生活介護、施設入所支援

(重度障害者支援加算①)

問1 生活介護の重度障害者支援加算において、「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設における算定方法如何。

(答)

障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所のみで利用している者については生活介護
- ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援

においてそれぞれ算定することとなる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)①)

問2 算定開始から180日以内の期間について初期加算を算定できるが、これは当該利用者が利用している日についてのみ算定できる取扱いと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。当該利用者が利用しており、重度障害者支援加算が算定できる日のみ請求できる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)②)

問3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)における初期加算を算定する。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算(Ⅱ)(区分4以上かつ行動関連項目10点以上)を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改

定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分6以上かつ行動関連項目 10 点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできない。

なお、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1 度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定して退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

（重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）③）

問4 生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その具体的な計算方法如何。

（答）

前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が 12 名の場合、 $12 \text{ 名} \times 20\% = 2.4 \text{ 名}$ となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

（重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）④）

問5 基礎研修修了者が勤務していない日であっても、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できるのか。

（答）

算定できる。ただし、基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとしていることに留意すること。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑤)

問6 行動関連項目 18 点以上の利用者を支援する場合の追加加算について、中核的人材養成研修修了者から助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成した場合でも算定可能としているが、当該中核的人材養成研修修了者の配置の要件如何。

(答)

中核的人材については、強度行動障害を有する利用者の特性の理解に基づき、環境調整、コミュニケーションの支援等について、支援従事者に対する適切な助言及び指導を通して、事業所におけるチーム支援をマネジメントする人材であるため、事業所等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、人材の確保が困難な場合は、必ずしも常勤又は専従を求めるものではないとしており、他の事業所との兼務や非常勤職員であっても差し支えない。

なお、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に 1 回以上、行動関連項目 18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとしているため、上記の場合であっても、適切に業務を遂行する体制を確保することが必要である。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑥)

問7 行動援護従業者養成研修修了者が支援計画シート等を作成する場合であっても、加算は取得できるか。

(答)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成 18 年厚生労働省告示第 538 号別表第 8 に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものである。

なお、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程についても、同告示別表第 5 に定める内容以上の研修をいうこととしており、同様である。

(2) 短期入所

(重度障害者支援加算②)

問8 短期入所の重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者にする支援を行った場合の追加加算について、算定の要件は何か。

(答)

短期入所の重度障害者支援加算の追加の加算については、通常、重度障害者支援加算を算定している場合に追加で加算を算定するものである。このため、重度障害者支援加算（Ⅰ）においては、重度障害者等包括支援の対象者である障害支援区分6（障害児にあつては、障害児支援区分3）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、行動関連項目10点以上（障害児にあつては、障害児基準20点以上）である者、重度障害者支援加算（Ⅱ）については、区分4以上（障害児にあつては、障害児支援区分2以上）であつて、行動関連項目10点以上（障害児にあつては、障害児基準20点以上）である者が対象となる。

その上で、当該利用者に対して、基礎研修修了者が、実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った場合に追加の加算を算定できる。

また、行動関連項目18点以上（障害児にあつては、障害児基準30点以上）の利用者に対して、基礎研修修了者が、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき支援を行った日は、さらに追加の加算を算定できる。

なお、当該研修修了者については、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を定めるものではない。

(3) 共同生活援助

(重度障害者支援加算③)

問9 共同生活援助において、重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算が新設されたが、令和6年4月以前に重度障害者支援加算を算定していた者も算定できるか。

(答)

令和6年4月以前に重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日を経過している場合（令和6年3月31日が180日目となる場合を含む。）は、初期加算の算定はできない。

一方、加算を取得してから180日を経過していない場合は、（180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数）の期間について、初期加算を算定できる。

また、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

削除するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、強度行動障害を有する者に関する重度障害者支援加算の要件が変更されたことに伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）（平成24年8月31日事務連絡）問51（重度障害者支援加算該当者の確認方法）
- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）（平成24年8月31日事務連絡）問52（重度障害者支援加算該当者の確認方法）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問14（重度障害者支援加算）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問18（重度障害者支援加算①）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問19（重度障害者支援加算②）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問20（重度障害者支援加算③）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問21（重度障害者支援加算④）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日12事務連絡）問22（重度障害者支援加算⑤）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問34（重度障害者支援加算②）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問36（重度障害者支援加算④）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日事務連絡）問33（重度障害者支援加算）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日事務連絡）問34（重度障害者支援加算Ⅱ①）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日事務連絡）問35（重度障害者支援加算Ⅱ②）
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問28（生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算（Ⅱ））
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問29（生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算（Ⅱ））
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.4（令和3年5月7日事務連絡）問2（重度障害者支援加算（Ⅱ））